

環境衛生のお知らせ

違法な不用品回収業者を利用していませんか？

「テレビなどの家電やご家庭の不用品を無料で回収します」などといったチラシを配布して軽トラックで巡回する業者などが見受けられます。

家庭からの廃棄物を回収する正規の業者は「一般廃棄物収集運搬業許可」を持っていますが、「無料回収」をうたう業者はほとんどが無許可業者です。

「無料と思って頼んだら、高額な料金を請求された」「自分が頼んだ不用品が近くの空き地に捨てられていた」といったトラブルが全国的に発生しています。

こうした業者が回収した家電製品などが、適正に処分されないまま野積みになれりて環境汚染の原因になつたりしています。

違法な不用品回収業者を利用せず、適正な処分をしてください。



粗大ごみ(指定ごみ袋)に入らないもの

【もとみやクリーンセンターへ持ち込み】：無料※豊布団は有料(10kg/130円)

【ご自宅へ引き取り】：有料

処理手数料 1点1,330円(4点以上は割引あり)

収集日 毎月10日・25日

申込方法 生活環境課(市役所1階)へ収集日の10日前までに電話でお申し込みください。

※テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機といった家電リサイクル法対象家電品は粗大ごみとして処分できません。そのほか受け入れできない品目や処分方法については、下記までお問い合わせください。

野焼きしないで！

家庭ごみや草木等を野焼きすることによる煙の苦情が各地で寄せられています。ごみを焼却することにより、猛毒のダイオキシン等の発生にもつながりますので、焼却せずに、指定のごみ袋に入れて処分してください。

野焼きは法律で禁止されており、罰則規定もあります。農業や林業を営むためにやむを得ない焼却や社会慣習上の行事(どんど焼き等)などは、例外的に認められています。これらの場合も周辺に影響が出ないように行う必要があります。

警察による野焼きの検挙事例

- 竹等約16kgを畑で野焼き
- 60代男性
- 罰金20万円
- 木くず約10kgを会社倉庫で野焼き
- 40代男性
- 罰金20万円

◎問い合わせ：生活環境課環境衛生係

☎(55)5103
または各支所地域振興課

税のお知らせ

税の無料相談所を開設

11月11日～17日は「税を考える週間」です。二本松税務署管内地区税務協議会および東北税理士会二本松支部では、税理士による「税についての無料相談所」を開設します。

相続税や贈与税でお悩みの方、所得税の住宅ローン控除についてなど、税についての相談を受けますのでお気軽にご来場ください。

日時

11月11日(火)

午前10時～午後4時

場所

二本松福祉センター

二本松税務署総務課

☎(22)1192

軽自動車検査協会でもコールセンターを開設

軽自動車検査協会(福島事務所)では、軽四輪申請に関する問い合わせに対応するため、10月からコールセンターを開設しました。

出等に関する照会は、コールセンターまでお願いします。



※軽二輪(125cc超250cc以下)の申請に関する問い合わせは福島県軽自動車協会(福島事務所)、小型二輪(250cc超)の申請に関するお問い合わせは東北運輸局(福島運輸支局)で変更ありません。

◎問い合わせ：

軽四輪自動車

軽自動車検査協会コールセンター

☎050(3816)1837

軽二輪自動車(125cc超)

福島県軽自動車協会福島事務所

☎024(546)2577

小型の小型自動車(250cc超)

☎050(5540)2015